

# 学校いじめ防止基本方針

井川町立井川義務教育学校

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本基本方針は、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他町や町教育委員会との連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第11条第1項の規定に基づき、学校が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 1 方針に関する基本的な方向

### (1) いじめ防止対策推進法による定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、井川義務教育学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義されている。

### (2) いじめの理解

いじめは、全ての子どもにも、どの学校でも起こりうる問題であり、「いじめは決して許さない」という強い態度が必要である。また、いじめは、「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた集団の問題でもある。「いじめられる側にも問題がある」といった考え方が誤りであることを子どもたちが理解し、互いを認め合い、他者に共感できるような豊かな感性を身に付けて、対等で豊かな人間関係を築くための取組を継続することが重要である。

さらに、いじめは学校の内外を問わず、様々な場所や場面で起こることから、学校はもちろん、家庭や地域社会全体でいじめを許さない環境や雰囲気を生み出す必要がある。

### (3) いじめの防止等に関する基本的考え方

#### ① いじめの未然防止

いじめを生み出さない土壌をつくるためには、まず、子どもを取り巻く大人一人一人が、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが大事である。その上で、家庭や学校、地域全体がそれぞれに「他者を思いやる気持ち」や「いのちを大切に作る心」を養うために、道徳観や規範意識を高める教育活動を充実させることが重要である。

とりわけ学校においては、一人一人が違いを認め合い、互いに尊重しあう集団をつくるために、教科や道徳、特別活動など全ての教育活動で、規範意識を高めたりコミュニケーション力を育んだりすることが必要である。

#### ② いじめの早期発見

いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがある。そこで、学校・家庭・地域が子どもの小さな変化に気づく力を高めることが必要である。学校においては、教職員が子どもたちを守る姿勢を大切にして信頼関係を築くとともに、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知などにより児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが大切である。

### ③ いじめへの対処

いじめが疑われる行為や情報があった場合、まず、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保が最優先である。その上でいじめたとされる児童生徒に対して事実関係の確認を行う。

学校においては、いじめ防止対策委員会を中心に、教育委員会や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応していく。いじめた児童生徒に対しては、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示すことが必要である。その上で行為の重大さを認識し相手に謝罪する気持ちに至ることができるよう、学校全体で粘り強く説諭や話し合いを行うとともに、保護者への働きかけや、警察や福祉機関との連携による指導も必要である。

## 2 学校が実施する取組

### (1) 学校いじめ防止基本方針の見直し及び年間計画の策定

- ① 学校はいじめ防止のための基本的な方向や取組内容を定め、状況に応じて見直しを行う。
- ② 策定した基本方針については、学校のホームページ等で公開し、保護者や地域との共通認識を図る。
- ③ いじめ防止に係る年間計画を定め、防止のための取組が具体的、効果的になるように努める。

### (2) いじめ未然防止のための取組

- ① いじめについての共通理解
  - ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。
  - ・ 児童生徒に対して、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
  - ・ 常日頃から、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目に付く場所に掲示する。
  - ・ 教職員の人権意識を高め、一人一人を大切にすることを意識の向上を図る研修を充実させる。
- ② いじめに向かわない態度・能力の育成
  - ・ 自主的自発的活動を軸に自己決定の場を設定し、自己有用感や充実感が感じられる学校づくりを進める。
  - ・ Q-U検査等を活用して学級集団の特性と実情を把握し、それらに応じた対話的で協働的な授業づくりを通して、共感的な人間関係づくりを促進する。
  - ・ 児童生徒情報交換や児童生徒を語る会などの機会に、必要に応じてQ-U検査の結果分析の内容を参照することができるよう、常備する。
  - ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、ふるさと学習・体験活動・ボランティア活動などの推進により、児童生徒の社会性を育む。
  - ・ 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。
  - ・ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の行動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動する力など、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
  - ・ ネットいじめ防止のために情報モラル教育を推進する。
- ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意
  - ・ いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを推進する。
  - ・ 学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
  - ・ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
  - ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長

したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

- ・教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識の発言は、いじめている児童生徒や、周りで見えていたり、はやしたてたりしている児童生徒を容認するものにほかならず、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることを認識する。
- ・障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童生徒に対する指導に当たる。
- ④ 自己有用感や自己肯定感を育む
  - ・全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童生徒に提供し、児童生徒の自己有用感が高められるよう工夫する。
- ⑤ 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む
  - ・児童生徒会による思いやり活動や相談箱の設置など、児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を児童生徒自身が主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ⑥ 地域や家庭との連携
  - ・学校いじめ防止基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
  - ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (3) いじめの早期発見のための取組

- ① 定期的なアンケートや教育相談の実施により、いじめの実態把握に努めるとともに、児童生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気を醸成する。
- ② 保護者用のいじめアンケートなどを活用して、家庭と連携していじめの早期発見に努める。
- ③ 児童生徒及びその保護者が、教職員に抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- ④ 休み時間や放課後の雑談の中などで児童生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童生徒の間で日常的に行われている日記等を活用したりして、交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりして情報の収集に努める。

### (4) いじめへの対処のための取組

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ・いじめの情報が確認されたときには、直ちにいじめ不登校対策委員会を招集して事実確認と措置等を講ずるとともに、その結果を教育委員会に伝える。
  - ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりをもつようにする。その際に、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
  - ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって教育委員会に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
  - ・学校が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
  - ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めることとする。

## ② いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

- いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて出席停止制度を活用するなどして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。
- 児童生徒の状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

## ③ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発防止に努める。
- 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめた児童生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- 教育上必要と認めた場合には、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うようにする。

## ④ いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるようにする。
- いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- はやしてたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級全体で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- いじめの解決とは、加害児童生徒による被害児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童生徒と加害児童生徒を始めとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出す

ことをもって判断する。

- ・全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくよう努める。

#### ⑤ ネット上でのいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関と連携して直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・早期発見の観点から、地教委又は県教委と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・児童生徒が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワークサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を計画的・効果的に進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めるためにPTAなどの機会を通じて積極的に働きかける。

#### ⑥ 事実確認の結果報告

- ・事実確認の結果は速やかに校長が教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた子どもといじめを行った子どもの双方の保護者に報告する。

### (5) 学校の取組の点検と見直し

- ① 毎年度末にいじめ防止の取組を学校評価の中に組み入れて、教育委員会に報告する。
- ② 学校評価と教員評価
  - ・学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。
  - ・教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意する。

### (6) いじめ・不登校対策委員会と組織

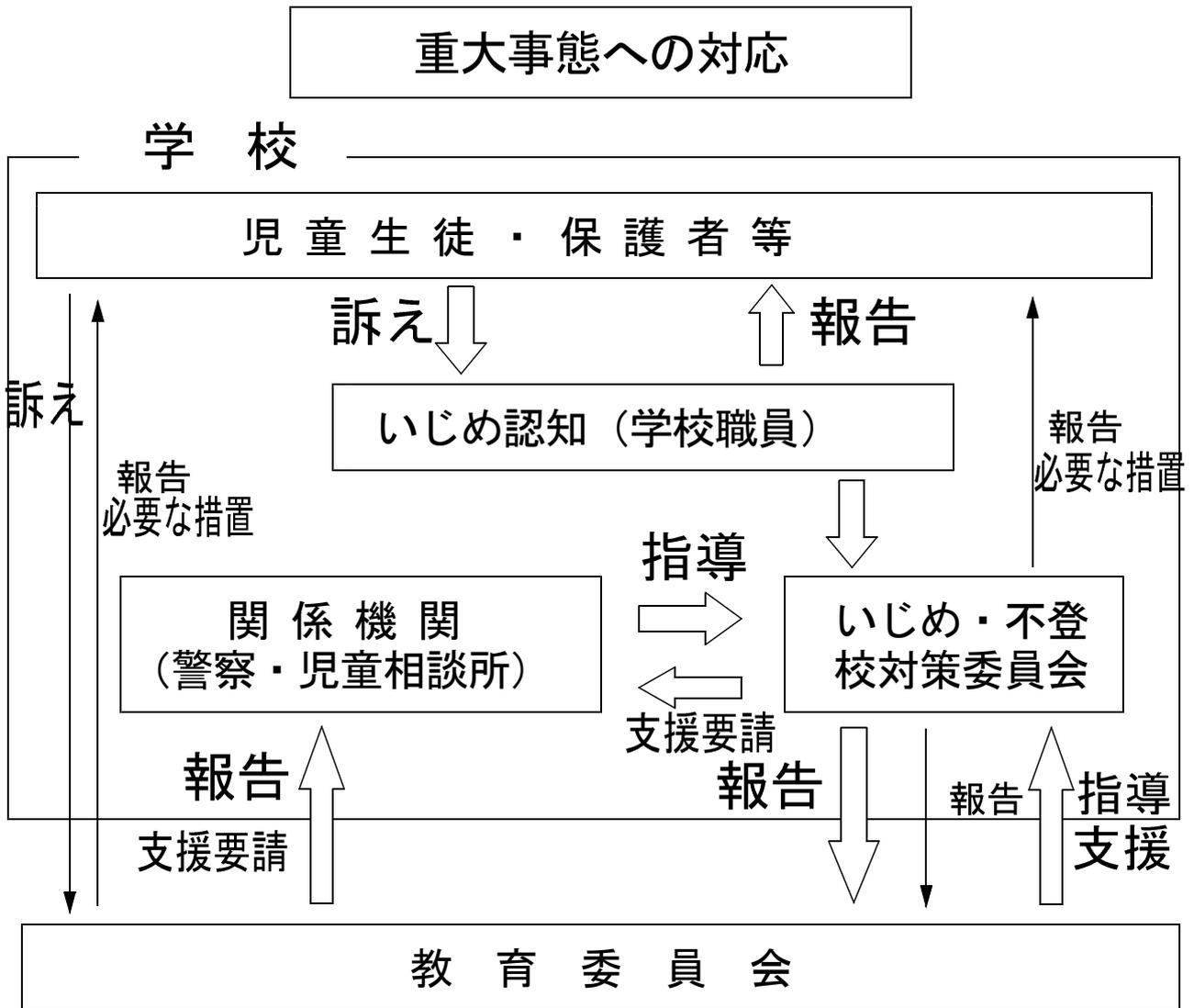
- ① いじめ防止対策推進法22条の規定に基づき、校内にいじめ防止等の対策のために中核的な役割を担う「いじめ・不登校対策委員会」を常設し、基本方針の策定や見直し、年間計画の作成と進行管理などを行う。
- ② 学校におけるいじめの防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織とする。なお、必要に応じて外部専門家の活用を図る。
- ③ いじめに関するわずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、教職員で抱え込まずに全て当該組織に報告、相談し、当該組織を中核として組織で対応する。
- ④ 構成員 管理職、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、当該児童生徒担任等（期主任、学年部等）、当該部活動担当者 など。  
ただし、聞き取りなど情報の収集を行う場合などには、第三者や保護者、児童生徒も追加するなど柔軟な組織運営を図ることとする。

### 3 重大事態への対応

学校は重大事態発生時に以下に示す対応を行う。

重大事態とは、「いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

- (1) 学校はいじめが発生したときは「いじめ・不登校対策委員会」を経て速やかに教育委員会に報告する。
- (2) 重大事態と判断したときは内容によってその事案の調査主体を「いじめ・不登校対策委員会」(学校)か「いじめ調査委員会」(教育委員会)のいずれかに決定し、町長に報告する。
- (3) 「いじめ・不登校対策委員会」(学校)が調査主体になった場合、その調査結果を校長が教育長に報告し、教育長は調査結果を踏まえて重大事態への対応と再発防止の対策を講じ、町長に報告する。



#### 4 年間活動計画

	活 動 内 容
一 学 期	4月 ・児童生徒を語る会①
	5月 ・児童生徒を語る会② ・Q-U① ・見つめてみよう、今の自分① ※対象：7～9年
	6月 ・いじめアンケート① ※対象：全学年、保護者 ・担任と児童生徒との面談 ・メディアアンケート ※対象：5～9年
	7月 ・学校生活アンケート① ※対象：全学年 ・情報モラル教室 ※対象：4～6年、7～9年 ・担任と保護者との面談、三者面談
	8月 ・児童生徒を語る会③ ・不登校、いじめ等に関する職員研修会
	9月 ・1学期の反省と2学期への改善の検討 ・見つめてみよう、今の自分② ※対象：7～9年
二 学 期	10月 ・Q-U② ・携帯電話、メディア等に関するアンケート ※対象：4～9年
	11月 ・いじめアンケート② ※対象：全学年、保護者 ・担任と児童生徒との面談 ・担任と保護者との面談（希望者）、三者面談
	12月 ・学校生活アンケート② ※対象：全学年
	1月 ・児童生徒を語る会④ ・見つめてみよう、今の自分③ ※対象：7～9年
	2月 ・いじめアンケート③ ※対象：全学年、保護者 ・担任と児童生徒との面談
	3月 ・今年度の反省と次年度への改善方針、引き継ぎ事項 ・新入学予定児童の情報交換

○児童生徒情報交換会（毎週）

○いじめ・不登校対策委員会（適時）

○思いやり活動（児童生徒会執行部、各委員会ごとに適時）

5 組織図

